

函館市特産品開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市特産品開発支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社および個人，中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合および協同組合連合会，農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合および農事組合法人ならびに水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合および水産加工業協同組合とする。

(2) 食品関連事業者 自社で製造または加工する食品を販売する事業者をいう。

(3) 特産品 市内において製造または加工されたもので、市の魅力の発信に繋がる食品をいう。

(4) 新商品 自社において新たに製造または加工し流通させるものをいう。

(目的)

第3条 補助金は、市内の食品関連事業者に対し、新たな特産品の開発に取り組む経費の一部を補助することにより、市内食品関連事業者の商品開発を促進し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事務所または事業所を有する中小企業者等であって、次の

全ての要件を満たす食品関連事業者とする。

(1) 市税を滞納していない者

(2) 直近の決算期において債務超過の状態にない者または流動比率が100%以上かつ直近2期分の決算期において当期純利益が1期以上ある者（当期純利益が1期以上ある見通しの者を含む）

(3) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年函館市条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団，同条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第6条に規定する暴力団関係事業者に該当しない者

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，市の特産品となり得る次の要件を全て満たす新商品の開発・生産のための設備投資等を実施する事業とする。

(1) 市の魅力を伝える食品または魅力を活かした食品であること

(2) 市内の事業所で製造または加工すること

(3) 原則30日以上賞味期限があること

(4) 交付決定をした日の属する会計年度の翌年度末までに商品として販売すること

(5) ふるさと納税返礼品への登録に努めること

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，補助対象事業を実施するために必要とするものであって，別表に掲げる経費とし，消費税および地方消費税相当額を除いた額とする。ただし，交付決定後に発注または契約し，交付決定年度内に納品および支出したものに限る。

2 補助対象事業において他の補助金等の交付を受けている，または受ける見込みである経費がある場合は，当該経費は補助対象経費から除外するものとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は，補助対象経費の3分の2以内とし，千円未満の

端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、予算の範囲内において市長が定める額を交付するものとし、500万円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式の補助金等交付申請書により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類または図面を添付しなければならない。

(1) 事業計画書(別記第2号様式)

(2) 補助事業等の収支予算書(別記第3号様式)

(3) 誓約書(別記第4号様式)

(4) 経費が確認できる書類(見積書等)

(5) 機械等を導入する場合は、当該機械等の耐用年数や概要が確認できる資料(仕様書、カタログ等)

(6) 新たに製造する特産品の生産工程図

(7) 市内に事務所等を有することを確認できる書類

(8) 申請者が函館市税を滞納していないことを証する書類

(9) 直近2期分の決算書(見通しを含む)の写し(個人事業主が申請する場合は確定申告書等)

(10) その他市長が必要と認める書類または図面
(審査委員会)

第9条 市長は、前条第1項の補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を外部有識者等により審査する委員会(以下「審査委員会」という。)を開催する。

2 前項の審査委員会の組織その他必要な事項は、別に定める。

(補助金交付の決定)

第10条 市長は、審査委員会の審査結果を踏まえ、原則として審査委員による審査の日から14日以内に補助金の交付の適否を決定し、その旨を第8条第1項の申請をした者に共通第6号様式の補助金等交付決定通知書または別記第5号様式の函館市特産品開発支援事業補助

金不交付通知書により通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 前条により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業を中止、または廃止しようとするときは、速やかに共通第7号様式の補助金等交付申請取下書によりその旨を市長に届け出なければならない。

(補助対象事業の変更)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の内容について変更しようとするときは、共通第8号様式の補助金等交付決定変更申請書に変更の内容を確認できる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の100分の20を超えない減額または経費配分の変更については、この限りではない。

2 市長は、前項に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、変更の承認を決定したときは、補助対象者に共通第9号様式の補助金等交付決定変更通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、別記第6号様式の実績報告書により、市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類または図面を添付しなければならない。

(1) 事業実績書（別記第7号様式）

(2) 補助事業等の収支決算書（別記第8号様式）

(3) 補助対象経費に係る発注および納品が確認することのできる書類（発注書、注文請書、契約書、納品書、成果品の写真等）

(4) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類またはその写し（銀行振込受領書、領収証、支払証明書等）

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容の審査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、その額を共通第

- 1 2号様式の補助金等の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 補助金の交付は、同一年度中に1補助事業者あたり1回に限るものとする。
- 3 補助金は、額の確定後において交付するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次のいずれかの要件に該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、または既に交付した補助金の返還を命ずることができる。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

(1) 第5条第1項第4号に規定する要件を達成できないとき

(2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたことが判明したとき

(財産の処分の制限)

第16条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（取得価格または効用の増加価格が1件50万円未満のものを除く。）を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、補助事業の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数もしくは製造物責任法第2条第3項で定める当該財産の製造業者等が公表する耐久年数のうちいずれか早い方の年数を経過した場合、または10年を経過した場合は、この限りでない。

(事業内容の公表)

第17条 市長は、第13条に規定する書類の内容を公表することができる。

(状況報告および調査)

第18条 補助事業者は、第5条第1項第4号に規定する商品の販売を開始したときには、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 販売開始報告書（別記第9号様式）

(2) 新たな特産品の写真および概要がわかる書類（商品規格書，商品パンフレット，カタログ等）

2 市長は，補助事業者に対して，補助対象事業に係る状況について報告を求め，または調査することができる。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は，令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和6年12月11日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	経費の内容
1 機械等設備費	<p>補助対象事業に要する1件10万円以上の機械等の導入経費</p> <p>※上記「機械等」は、新たな特産品の商品化に直接必要となるもので、1年以上継続して使用できる機械装置および機械装置に係るソフトウェアやシステム</p>
2 デザイン費	<p>パッケージおよびラベル等のデザイン製作の委託に係る経費</p>
3 産業財産権の出願に係る費用	<p>商標登録等に係る経費</p>
4 その他	<p>市長が必要と認める経費</p>